☆★☆━━☆★☆

Accept 新着ニュース　　2026年 8月号

＝＝＝≪ **成年後見制度改正 特集号** ≫＝＝＝

★☆★━━━★☆★

＜　目次　＞

- “改正”成年後見制度のポイント
- アクセプトのこれまでの取組み（活動報告）
- 代表理事交代のご挨拶
- 福祉サービス第三者評価　見積依頼受付中

□□【1】“改正”成年後見制度のポイント

■改正民法成立

成年後見制度の仕組みを大きく見直すため、法務省法制審議会答申等を受けた改正案が、６月１７日に可決され、「改正民法」が成立しました。

♠　♡　♦　♧

今回の成年後見制度改正は、個別事情にかかわらず判断能力の程度で後見類型をあてはめ、生涯にわたって“保護”（本人の行為能力に制限を加える）を行う現行の仕組みを、「本人の意思に基づいた支援を適時に受けられる（必要がなくなったら終われる）」柔軟な体制へと組み替えることとなる抜本改革です。

♠　♡　♦　♧

本号では、今回の制度改正（２８年度施行）について、そのポイントをお知らせします。

■成年後見制度の現状と課題

２０００年、介護保険と同時に開始された成年後見制度は、２７年目を迎えています。本制度は、認知症などで判断能力が十分ではない人の暮らしと財産管理を支えるものです。しかし、制度利用者は全国で約２５万人（２４年末現在)、潜在的な後見ニーズのわずか２％しか満たしていません。

♠　♡　♦　♧

今後のさらなる高齢化の進展（後期高齢者人口の増大）が言われる中、認知症や単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度のニーズは、確実に増加・多様化が見込まれ、成年後見制度をもっと利用しやすくする必要性が求められてきました。また、国際社会からは、現行制度に関して「障害者権利条約」第１２条への違反などの指摘をされてきた経緯もありました。

◆◇----------

■国連勧告　「代行意思決定から意思決定支援へ」

２２年１０月、国連の障害者権利条約の対日審査（第１回政府報告）に関する障害者権利委員会の総括所見における勧告
『意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること』
◆◇----------

■国の動き
政府は内外の動向を踏まえて、第二期成年後見制度利用促進基本計画を２２年３月に閣議決定しました。
この計画の中で、『国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う』方針を示しました。

♠　♡　♦　♧

そこで、２４年２月、政府は法務省法制審議会に対し、『成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要がある』と諮問していました。
◆◇----------

■ポイント１　「終身制」から「終われる制度」に
「必要なことを、必要な時だけ」支援を受けることができる制度になります。
包括的な代理権を与える仕組みではなく、特定の行為について個別に代理権が与えられます。
例えば、相続手続きのためだけに制度をいたければ、そのために必要な行為の代理権のみが与えられ、必要性がなくなったと家庭裁判所が認めたときに制度利用を終えられるようになります。

■ポイント２　「補助」に一本化
包括的な代理を行う「後見」「保佐」は廃止され、類型は「補助」だけになります。
ただし、「補助」への一本化にあわせて、現行の「後見」類型の要件に合致し、必要性が認められた人には、広範な取消権が付与された特定補助人についての規定も加えられました。

■ポイント３　本人意向を尊重
補助人を選ぶときは本人の意見を尊重すること、支援にあたっても本人の意向を把握することなどが明確になっています。

本人の利益のために補助人を解任したほうがいい場合には、不正行為がなくても
解任できるようになる予定です。

♠　♡　♦　♧

■制度利用終了後の支援

６月１９日には、改正社会福祉法も参議院で可決、成立しました。
公布の日から２年以内に施行することとされ、具体的内容はこれから詰めることとなりますが、頼れる人のいない高齢者等への支援の受け皿を整えることになっています。
期待されているのは、都道府県・市区町村社会福祉協議会が実施している
「日常生活自立支援事業」の拡充です。
頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の保健医療サービス・
葬儀や納骨、家財処分などの死後事務の支援などへも対応しようとするものです。
なお、厚労省では、こうした支援への民間団体の参入にも期待しているようです。

♠　♡　♦　♧

■アクセプトの今後

今回の制度改正は、アクセプトが取組んでいる成年後見（法人後見）の受任、
親族後見人・市民後見人の支援、暮らし見守り（サポート）サービス、死後事務の受任等に大きく影響する内容です。
今回の制度改正を踏まえて、「ご本人の意思決定を支援し、最大限の幸福追求を保障することにより権利擁護支援」をするという法人理念の充実に向けて、
地域の医療・福祉・介護などの関連機関・団体、町会などとの地域住民団体、
また行政との連携を密にしながら、活動していきたいと考えています。

□□【2】アクセプトのこれまでの取組み（活動報告）

本年４月、アクセプトの実質的な事業年度は、５期を迎えたところです。
ここで改めて、法人のこれまでの活動を総括的にご報告します。

♠　♡　♦　♧

■成年後見関係事業（法人後見等への取組み）

「法人後見を始めます」と、宣言はしたものの実績のない法人へのハードルは高く、
家庭裁判所がすぐにアクセプトを後見人に選任するわけはありません。
そこで、アクセプトが初めに着手したのは、「人材養成講座」で親族後見人などを支援する取組みでした。
この講座を契機に、アクセプトでは、全１３章と資料編からなる４分冊の人材養成のための独自テキストを編集しました。
この編集作業を通して、私たちも成年後見の目的や実務の課題等を再認識しました。

さらに、「親なきあと」の課題に取組んでいる他団体と連携協力にも取組みました。

多摩地域や埼玉県で先駆的に障がい者への法人後見実績を積み重ねている法人から
講師をお招きし、中野区内の障がい関係団体と連携して、
学習会や講演会を企画、開催してきました。
また、中野区から、介護保険サービスや障がい者福祉サービスを提供する事業所を対象に
成年後見に関する悉皆による基礎調査業務を受託し、報告書をまとめました。
この調査の中で、ある事業所の運営法人が、Ａ区の行政や社協と連携し、
法人後見事業への取組みを検討していること、また、中野区内のＢ法人では、
「社会福祉連携推進法人」の立ち上げを検討していることなどが明らかになりました。

♠　♡　♦　♧

こうした活動経過の中で、かねてから当法人の後見事務等運営委員をお願いしている
吉野智弁護士の申し立てた「保佐人追加選任」について、２５年３月末に審判があり
当法人設立時からの懸案であった法人後見人としての業務を開始することができました。

このほか、残念ながら受任には至りませんでしたが、多摩地区Ｃ市から後見申立て事案
についての相談もありました。なお、最近の事案では、Ｄ市から入院中で
親族のいない高齢者について、医療関係経費など様々な支払いが滞ることから、
「移行型任意後見契約」について相談があり、ご本人を含め関係機関との協議を
進めているところです。

■暮らし見守りサポート関係

アクセプトでは高齢・障がい・病気などで、意思決定や契約などの手続きに支援が必要な方
に寄り添う「暮らし見守り・サポートサービス」を用意しています。
「措置から契約へ」と移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として、
第二種社会福祉事業に規定する「福祉サービス利用援助事業」を、小回りの利く
民間法人として展開していければと考えています。

♠　♡　♦　♧

この間、決して多くはありませんが、アクセプトにしかできない支援をしてきました。
具体的には、病院の医療相談室や民生委員などから投げかけられた相談に応えて、
認知症が進行していく同居人とのトラブルを抱えた女性への定期的見守り支援、
頼れる身寄りのない末期ガンの夫の看取りを行う識字力の低い妻に対して葬祭扶助を含め、
生活保護制度につなげた暮らし全般への支援、
さらに、妻に先立たれ生活力が著しく低下したが、経済的理由等で社協の地域権利事業の
対象とならない男性への支援などを行いました。

♠　♡　♦　♧

また、昨夏、担当民生委員からの相談事例でしたが、末期ガンで緊急入院した
身寄りのない男性の事案もありました。
この事案では、男性がかなりの預貯金資産を保有していることが判明し、アクセプトの

単独支援は困難と判断しましたが、重篤な病状から対応が急がれたため、急遽、
吉野弁護士（前掲）のお力をお借りして、吉野弁護士が男性から「財産管理委任事務」と
「死後委任事務」を受任していただき、アクセプトはその事務補助者として、男性逝去後の
死後事務を担いました。
余談ですが、この男性は、入院の直前まで自立した生活を送られていたご様子で、
整頓された居住用賃貸住居の整理処分中に、Ｅ県内の寺社からの手紙を見つけ
寺の住職に連絡をとったところ、男性の檀家寺であることがわかりました。
このため、当初は合同埋葬を想定していましたが、無事、檀家寺への納骨となりました。

なお、継続的な支援にまでは至らなかった事例についても、その都度、「速やかに」「最良の
選択」ができるようアクセプトは心掛けてきました。

♠　♡　♦　♧

しかしながら、この活動の担い手も手薄で、無償・低額での支援となってしまうことから、
今後、どのようにサービスを継続していくのかを、整理していく必要があります。

■地域団体との連携・出張相談、出前講座など
アクセプトは、「ＭＩ　みんなで　ＫＡ 考える　Ｎ 中野ネットワーク」に参加し、
関係団体との共同イベントなどで「出張相談会」を積極的に展開してきました。
このほか、昨期は、宮園高齢者会館と野方地区のウイズサロンで「人生１００年時代を生き
る」をテーマに終活について考える「出前講座」を実施しました。
こうした、普及活動も強化していきたい分野です。
◆◇----------

■福祉サービス第三者評価関係
２期目の事業年度である２５年１２月、アクセプトは東京都福祉サービス評価推進機構
から認証を受け、福祉サービス第三者評価機関となりました。

♠　♡　♦　♧

「利用者本位の福祉の実現」は、社会福祉基礎構造改革の柱のひとつでした。
利用者のサービスの選択や、事業の透明性の確保のための客観的な「情報提供」と
「事業者のサービスの質の向上に向けた取り組みの支援」を目的とした福祉サービス
第三者評価制度は、成年後見制度とともに、この改革を支える重要な仕組みです。
アクセプトでは、当初から、第三者評価を重要な活動分野と位置づけて準備を
進めていました。

♠　♡　♦　♧

アクセプトでは、法人外からも長い民間福祉現場経験や管理職経験をお持ちの方、
大学教員などのメンバーをお迎えし、現在は、評価者総勢７名と評価補助者で
活動しています。

初年度は、中野区内で主に障がい者・児への居宅介護サービスを提供する事業所で
初めての評価活動を行いました。
２期目となる２５年度は、中野区内で長く障がい者・児支援を担う法人の
共同生活援助（グループホーム）、短期入所の各事業所の評価を受託することができ、
ここでは利用者に対する「聞き取り」調査の経験を積むことができました。
また、この年度に新たに東京都の評価対象サービスとなった「日常生活住居支援施設」
について、都内での受審第１号となる事業所の評価活動を行いました。
さらに、高齢者福祉事業の草分け的な存在でもあり、多くの医療福祉・介護事業を
展開している近隣区法人の大規模施設についても評価を受託することができました。

毎回変わらず同じ評価機関へ依頼することが多い事業所への営業活動では、
歴史の浅さや知名度などの面で四苦八苦をしていますが、徐々にお問い合わせもいただく
ようになってきました。
今後さらに強化を図りたい事業分野であると考えています。

♠　♡　♦　♧

アクセプトの第三者評価の評価結果はウエブサイト「とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）」よりご覧になることができます。

https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm

□□【3】代表理事交代のご挨拶

■代表理事就任のご挨拶
このたび、田中大輔の後任として代表理事に就任いたしました小澤佳代子と申します。

アクセプトは、一般社団法人を立ち上げて４年が経過しました。
法人の立上げ期から、これまで、中野区町会連合会の吉成武男さま、
中野区医師会の渡邊仁さま、社会福祉法人武蔵野療園の駒野登志夫さま、
そしてＭＩＫＡＮはじめ地域で共に活動する仲間の皆さま、また、西武信用金庫の
皆さまには、一方ならぬお世話になりました。
正・賛助会員、理事、監事の法人役員の皆さまにも感謝申し上げます。

♠　♡　♦　♧

昨期は、初めて法人として「保佐人」に選任され、法人後見の実践を経験することができ、
また、医療機関などからの見守り支援事例への協力要請も増えてきました。
しかし、法人としては弱小で、経済的基盤も脆弱、そして何よりも活動をバトンタッチ
すべき次の世代の「後継者づくり」に苦戦しているところです。

♠　♡　♦　♧

微力ではありますが、新代表理事として、あらためて「自分のことは自分で決めたい」を実

現する地域を目指す所存です。
アクセプトの灯を絶やさないよう頑張りますので、今後とも、皆さまのご指導ご鞭撻をお願いします。

♠　♡　♦　♧

なお、私たちと共に活動してくださる方、アクセプトの活動に共感していただける正会員、賛助会員を歓迎、募集中です。

代表理事　小澤　佳代子

◆◇----------

■お世話になりました
この度、代表理事を退任いたしました。

法人立ち上げ当初から、多くの方々に支えていただきましたことに、厚く御礼申し上げます。
代表として、思うような働きもできず、周囲に迷惑ばかりかけてきました。
頼もしい仲間が残って、法人としての歩みを力強く進めてくれていることに感謝し、これからの活動の充実に期待したいと思います。

♠　♡　♦　♧

法人として成年後見を受任し、後見制度の普及や発展にいくばくかでも貢献したいと思っていました。
しかし、活動してみて感じたのは、後見制度以外にも、必要な支援は多様に存在するということでした。孤立して、支援に結び付かないで心配な暮らしをしている例も少なからずあることを見てきました。

♠　♡　♦　♧

成年後見制度の見直しが行われましたが、制度の周辺の支援のあり方や公共の果たすべき役割など、議論は進まず、支援は不十分なままです。
私も体力的に自信を持って活動できる期間には限りがある年齢になりました。
今後は、法人とも連携しながら、個人としてできる形で権利擁護支援の活動を続けて行きたいと考えています。

♠　♡　♦　♧

ご厚情に心より感謝申し上げますとともに、今後とも、引き続きアクセプトへの温かいご支援をお願いいたします。

前代表理事　田中　大輔

□□【4】福祉サービス第三者評価　見積依頼受付中

■サービスの質の向上への取組みを応援
アクセプトは、事業者としての考え方や職員の創意工夫を大切にします。

また、第三者評価の機会を捉えた、独自の利用者意向調査や職員満足度調査などの
オプションにも対応します。
評価結果は、丁寧なフィードバックに努めます。

■見積依頼・お問合せは、専用フォームで
2026（令和8）年度の第三者評価受審日程は、お決まりですか。
検討中の方、評価機関を変えてみたいとお考えの事業所様、是非一度アクセプトに
ご連絡ください。

ご要望や予算など、個別のご事情に応じたお見積りをさせていただきます。
ご遠慮なくご相談ください。

ご連絡は、下記第三者評価専用 URL から
https://nkyc.or.jp/daisanshahyouka/

⌘　ニュースメール（e-mail マガジン）ご登録・配信解除はこちらから
この Accept 新着ニュースは、ニュースメール（e-mail マガジン）でお届けします。
是非、読者としてご登録をお願いします。
登録は、accept@nkyc.or.jp　へ。
（「ニュース希望」のほか、お名前又は法人名をお知らせください。
住所・電話番号等の情報項目は任意です。）

♠　♡　♦　♧

この Accept 新着ニュースは、いつでも郵送又は配信を停止できます。
accept@nkyc.or.jp　へ。
（「ニュース解除」とご記入ください。）

<< << 一般社団法人中野権利擁護センターアクセプト >> >>
office：〒164-0001　中野区中野二丁目 28 番 1 号
　　プロスペアー中野 304
【TEL】/【FAX】　03-5340-7133
【E-mail】　accept@nkyc.or.jp
【Website】　https://nkyc.or.jp